

# 第四十六回 参議院建設委員会會議録第三十七号

昭和三十九年六月二十三日(火曜日)

午後零時三十分開会

委員の異動

六月二十三日

補欠選任

村山 道雄君 小沢久太郎君  
 浅井 亨君 中尾 辰義君

出席者は左のとおり。

委員長 安田 敏雄君  
 理事 石井 桂君  
 稲浦 鹿藏君  
 増原 恵吉君  
 瀬谷 英行君

委員

熊谷太三郎君  
 小山邦太郎君  
 沢田 一精君  
 田中 啓一君  
 村上 春藏君  
 小柳 勇君  
 田中 一君  
 中尾 辰義君  
 田上 松衛君  
 村上 義一君

衆議院議員

建設委員長 服部 安司君  
 代理理事 河野 一郎君

国務大臣

国務大臣 河野 一郎君  
 政府委員 近畿圏整備  
 本部次長 八巻淳之輔君

首都圏整備委員会事務局長 谷藤 正三君  
 建設大臣官房長 平井 学君  
 事務局側 常任委員 中島 博君  
 会専門員 中島 博君

本日の会議に付した案件

○首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
 ○近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
 ○近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(安田敏雄君) ただいまから建設委員会を開会いたします。  
 委員の異動について御報告いたします。

本日村山道雄君、浅井亨君が委員を辞任せられ、その補欠として、小沢久太郎君及び中尾辰義君がそれぞれ選任せられました。

○委員長(安田敏雄君) 次に、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案及び近畿圏整備法

の一部を改正する法律案の四案を一括して議題といたします。  
 四案に対し御質疑のある方は、順次御発言願います。

○稲浦鹿藏君 近畿圏整備法の制定の目的は、近畿圏整備に関する総合的な計画を策定して、その実施を推進することによって、首都圏と並ぶものの経済文化の中心拠点を建設することにあるのでありますが、まず、その全区域を決定する必要があると思うのです。

法律の第二条に、近畿圏は、福井、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の二府六県となっておりますが、このうち、三重県のごときは、名古屋の経済圏につながっております。古屋の経済圏につながっております。形になっております。この取り扱いはどういうふにされるか。三重県だけの問題じゃございません。全部入れるか、あるいはその一部分を入れるか、まず、その点をお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(河野一郎君) 近畿圏の範囲につきましては、いろいろ御要望もあり、御意見もありませんが、私としては、地元の御意見を十分尊重いたしました。可能な範囲に広域にする必要がある、こういうことで、この範囲に加わろうという御意見のあります人を排除する必要はない、こういう立場をとっております。したがって、たとえば福井県におきましても、福井県の中で御要望のあります地域は、全部お入りになったらよろう。

三重県につきましては、当然、私は、全地域加わっていたことが適当じゃないかと考えておりますが、ただし、これは地元の御意見も十分承らなければなりませんので、御質問の要旨も体しまして善処したいと思っております。

なお、名古屋経済圏と近畿圏の関係でございますが、これは、御承知のとおり、順次、道路等が整備されまして、この二つが一つの経済圏として発展するという可能性も、将来相当に出てくるわけがございます。そういうふうに変わりましたときには、また変わりましたことにつきまして、さしあたりは、いま申し上げましたようなことでは、いいまい、こう考えております。

○稲浦鹿藏君 大体大臣の御意向がさようでございますので、私は三重県の出身でございますから、その御意思を体してやっていきたい、かように思っております。

次にお尋ねしたいのは、この全区域が二府六県にきまると、その内訳を検討してみますと、既成都市区域、大阪、神戸、京都の各区域とつながった区域、それから今度の法律の十一条一項で指定するところの近郊整備区域。

さらに第三は、十二条の一項によつてきめるところの都市開発区域、それから保全区域、この中がこうした区域に分けられるのですが、その各区域の特徴が非常に異なっております。こういうものを対象として近畿圏整備計画が策定されることになっておるのであり

ますが、また具体的な計画が立ったとは思われませんが、大体どういふうな方針でこれが実施されていくのか、お聞きしたい、かように思うのであります。

○国務大臣(河野一郎君) 御承知のように、この近畿圏整備につきましては、元来この範囲に属します各府県、もしくは各市におきまして、それぞれ開発計画を個々にお持ちになっておりました、これらをだんだん総合的に調整をする必要があるというふうなことから出発して、この近畿圏整備の行政に発展してまいったわけでありませぬ。したがって、それぞれの地域におきましては、それぞれのいまお述べになりましたような違った方向の必要性が起っております。が、しかし、これらはいずれも広域にわたつてこれを調整してまいりたいということになりますと、それぞれの解決点が生まれてくる、こういうふうには考えます。したがって、各府県、各市の現に持っておられます案を総合調整いたしましたして、そうして一つの幹事案とでも申しますか、案をもちまして、そうしてこれを専門委員会等において十分御検討いただきまして、その案を整備いたしましたして、これを整備委員会にかけて、そうして地元の意見を十分にこれに取り入れて最終的なものを持ちたい、こういうふうな考えております。ただし、私といたしましては、そういうもののできることを待つてこれを全面的に手をつけるということにな

りますと、非常に仕事が大きくなりましてなかなか結論が出てく場合が多いでございます。したがって、当初においで、おおね五、六項目の項目に分けて、これは整備計画の分けるべきでないかわからず、まずこれをやきめまして、これを委員会等においても御検討いただきまして、これらの賛成を得て、これらにはまず手始めに手をつけていくことにいたしてまいります所存でございます。

**○稲浦鹿藏君** 全体計画を基礎に立てるといふことは非常にむずかしくて、そのうち重要性を持ったものから検討していられることである。大抵近畿圏の発展していった状態を見ますと、太平洋のベルト・ゾーンに沿って東西に伸びて発展しつづつある、また、将来の発展もそういうような方向に向かっているのではないかと、たとえば四日市から太平洋、大阪湾に入る、さらに湾周、また岡山の海岸にわたって臨海工業地帯がだんだんと発展していくに従って、東西の発展が進んでいきませんが、このままで置いておけば立地条件に伴ってその方向に向かってくるのではないかと、奥地との格差がだんだんと大きくなるから、太平洋と日本海を結ぶ南北の方向の幅の広い開発が行なわれなければならないと思われから、ありませうが、地域格差を是正する面から、そうした方向に向かってこの計画を立てていただきたい、かように思われます。それにはいろいろの方法があると思ひますが、近畿圏本部では、さようなことについて検討をさ

れておるかどうか、御意見を伺いたし、かように思ひます。  
**○國務大臣(河野一郎君)** ごもっともな御意見でございます。私も、私としては、これを補うと申しますか、これを補正するために、道路計画をたいたいまお話しになりましたような意味合いにおいで立てております。現に完成いたしました道路はさることながら、新たに四日市地帯と大阪を結ぶ奈良を通りまする道路を開発いたしました。奈良と日本海側の関係をこれによってはかつかけておきます。さらにまた、日本海側と太平洋側を結ぶ道路につきましても、特にこの点には留意をして、計画を立てなければならぬと思つておるのでございまして、御指摘になりましたような点につきましても、今後十分注意してまいりたいと思つております。

えませんが、これに対して政府の御見解と、その処理方法についてお伺いしたいと、かように思つてござい

ます。まず、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案ですが、本法案の第七條に工場等の新増設を許可する場合の基準が定められておりますが、その運用は厳格に行なわれなければならないと思ひますが、一方において、わが国が今後の開放経済に対処して、経済の安定した成長をはかるために、たとえば京都の西陣織りなどが、あるいは神戸のゴム工場等に見られるように、企業の近代化あるいは合理化を強く要請されている面が少なからぬものであります。したがって、真にかかる要請から出た新増設について、実態に即して許可する必要があると考

整備委員会のほうと同調いたしまして、将来検討してまいりたいと、こう思つております。  
**○稲浦鹿藏君** その次に、この法案は、大都市再開発の第一歩的手段として工場等のこれ以上の増加を防止しようとするものであつて、これだけでは過密区域の問題が解決されると思はれない。工場等の積極的な分散とか再開発事業の推進等の総合的な方針を樹立して、精神的にそれぞれの事業を進めるといふことが根本的に必要であると思つておりました。たとえば、この近畿圏の中において、京阪神の地区に発展が片寄つておつて、今後もこうした状態が継続したならば、この地帯に過密地帯が起つていろいろな弊害を助長する、だから、いまにしてこういふ問題は解決していく必要があると思つて政府の御見解をお聞きしたいと、かように思ひます。

まず、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律案ですが、本法案の第七條に工場等の新増設を許可する場合の基準が定められておりますが、その運用は厳格に行なわれなければならないと思ひますが、一方において、わが国が今後の開放経済に対処して、経済の安定した成長をはかるために、たとえば京都の西陣織りなどが、あるいは神戸のゴム工場等に見られるように、企業の近代化あるいは合理化を強く要請されている面が少なからぬものであります。したがって、真にかかる要請から出た新増設について、実態に即して許可する必要があると考

市計画上のいろいろな手法がございませうけれども、それだけで足りないという点につきましては、今後大いに検討しなければならぬと、今後に御検討をいたします。ただ近畿における京阪神大都市ばかりの問題ではございませんので、これは東京都という大都会の問題でもございませうし、また、全国的視野から見れば、大都市問題という観点から取り上げなければならぬ問題でもございませうので、したがう、まして、首都圏整備委員会あるいは建設省の都市局なり、そういうような関係方面と十分連絡をとりまして、前向きにこれらの問題につきましても検討してまいりたい、こう思つております。

**○稲浦鹿藏君** その次に、次の近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律案、これは前に大臣からお伺ひしたのですが、事務的に、まず、近畿圏整備計画の立案の現状はどういうふうになっておりますか、簡単に伺ひたい。

**○政府委員(八巻洋之輔君)** 近畿圏整備法が昨年の七月十日に公布されました、それから漸次本部の体制なり、あるいは審議会の構成等を行なひまして、ようやく、ことしの春から専門委員会を二つに分けて、法制部と計画部に分けまして、片や法制部におきましては、今回提案いたしております二法案について御審議をいたしておきます。また計画部におきましては、これから近畿整備計画の根幹になる基本方針をきめて、また区域の設定をし、それに引続き近畿圏の施設の計画を定める、こういうことのために、現在の段階といたしましては、各府県のそれぞれ持っております計画とい

**○政府委員(八巻洋之輔君)** 今回提出いたしております工場制限法におきましては、京阪神の大都市圏をこれ以上悪化させないという消極的な手段でございませうけれども、いま御指摘の点は、さらに積極的のこれを既成都市をよくしていく、あるいは既成都市内から近郊整備区域なり、あるいは開発区域に工場が積極的に出ていく、こういう場合のあの始末というふうなことにございまして、都市をもっとよくしていくというための方策というものと、都市再開発といひませうか、そういうふうな方面での前向き姿勢を今後とるべきじゃないかという御指摘をございませうが、確かに現在までもそうした既成都市につきまして各種の、都

ものにつぎまして、十分認識を深めた上で、本部の作業をこれからそれにかみ合わせていくというたてまえで、先月の中ばごろ、大体専門委員会におきましては、各府県の計画というもののヒアリングを終わらせたわけでございます。今後におきましては、本部といたしまして、さらに大きな上からの、日本全体の中での近畿の立場というような面から見た作業をいまやっておりますが、それらの作業が完了いたしますと、専門委員会の御審議をいただきます、この夏くらいにはその基本的な方針、すなわち近畿圏整備計画の骨格になるもの、ビジョンというものをとりまして、漸次策定を進めてまいりたい、こう考えているわけでございます。

○稲浦鹿藏君 法律に、近畿圏整備区域とそれから都市開発区域の指定をするようになっておりますが、これは大体いつごろやられる予定ですか。

○政府委員(八巻淳之輔君) たいまも申し上げましたように、昭和四十五年なり五十年、五十五年の先を見通した近畿のビジョンというものをこの夏くらいまでに策定を終わりたい、審議会で御審議をいただきます、こう考えておりますので、秋くらいになりまして、それに基づいた区域の指定案というふうなものにつぎましての本部としての原案が作成され、審議会の御批判をいただく、こういうことになるだろうと考えております。

○稲浦鹿藏君 それからもう一つ、都市開発区域の開発に関する資金の確保については、どのような配慮をなさっておりますか。

○政府委員(八巻淳之輔君) 各区域の設定が終わりまして、その中身の建設計画というものは、現在御提案申し上げておりますが、その働き出すにつぎましては、財源的な裏づけがなければならぬ、そこで、それらの財源的な裏づけにつぎましては、近畿圏整備法の第二十条であります、公共団体に對しては、国ができるだけ起債等のめんどろを見よう、こういうことになっておるわけでございます、開発区域なり近郊整備区域というものにつぎましての建設計画が策定され、また、それが内閣総理大臣の承認を受けるという段取りにおきましては、資金的な裏づけが十分つくように、本部といたしまして、自治省なりあるいは大蔵省とも十分打ち合わせいたしまして、資金的な裏づけがついた計画が策定される、承認されるというふうな方向に持ってまいりたい、こう思っております。

○国務大臣(河野一郎君) たいまも御説明申し上げました、本計画実施に對して一番大事な点は、資金の面だと考えます。私も、この点につぎましては、当初より強く考えまして、まず閣議決定をしなければ案の決定はしないという順序で進むことに留意いたしております。したがって、ただいま事務局当局から御説明申し上げました案につぎまして、一応案ができましたらば、それを政府部内に持って戻りまして、各省の協力をどの程度に得られるか、また、得るといふ裏づけを得ましてこれを実施に移すということにいたしまして、ただ従来往々にして計画だけ立てるといふようなことがありません。

○政府委員(八巻淳之輔君) 各区域の設計が終わりまして、その中身の建設計画というものは、現在御提案申し上げておりますが、その働き出すにつぎましては、財源的な裏づけがなければならぬ、そこで、それらの財源的な裏づけにつぎましては、近畿圏整備法の第二十条であります、公共団体に對しては、国ができるだけ起債等のめんどろを見よう、こういうことになっておるわけでございます、開発区域なり近郊整備区域というものにつぎましての建設計画が策定され、また、それが内閣総理大臣の承認を受けるという段取りにおきましては、資金的な裏づけが十分つくように、本部といたしまして、自治省なりあるいは大蔵省とも十分打ち合わせいたしまして、資金的な裏づけがついた計画が策定される、承認されるというふうな方向に持ってまいりたい、こう思っております。

○稲浦鹿藏君 田中委員も見えましたが、私、最後に大臣にお伺いしたいのです。

水の問題なんです、近畿圏全体の水の問題として、まあ琵琶湖は一つの大きな資源だ、さらに吉野、熊野の、日本でも大きな降雨量を持っている、さらには、淀川の上流においてダム計画もやっておりますが、この計画を見ますと、非常に水に對する立地条件が関東と比べて備わっており、かように思ふのです。この開発をやはり相当促進すべきじゃないか。と申しますのは、今回の新潟地震の状態を見ますと、非常に水に困つて国民の士気が弱わつておると、だから相当現実にも水資源の開発と、そうして給水計画をつくらせて水道用水、工業用水の実施計画の促進をすべきである、かように痛感しておるのであります。大臣の御意見を承つてみたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 御指摘のよう、この地域は相当に利用できる水は多い、しかし、開発はおくれておるといふのが現状であることは、御指摘のとおりであります。しかし、とは申しませんが、建設省といたしましては、相当にこの予算を組んだのでありまして、近畿圏におきましては、ダム計画、これらの調査等は相当に進んでおります。したがって、これら一般河川の水の利用につぎましては、この上にも速度を上げてやらなければならぬ、これが第一であります。

どうするかということは、国全体としても非常に大きな問題であります。私といたしましては、琵琶湖は、考えようによれば、見方によれば、一つの大きなダムであり、この水は新河川法が成立いたしますれば、淀川水系の水として建設大臣が管理することになります。しかし、これが管理にあたりましては、ただ単にこの水を普通の川の流水と同様に見るわけにはいかぬだろう。何さま滋賀県におきましては、県の中央部にあれだけの広範な地域をこの湖水のために取られております。したがって、滋賀県に對しましては、琵琶湖の特異性を私は尊重して、そうしてこの水を利用する場合には、十分に滋賀県の立場を考慮して利用して、いかなければならぬという前提に立って、しかるべき早い機会に滋賀県との話し合いを済まして、そうしてこれを京阪神各地に十分利用できるように配りたい、こう考えております。

○政府委員(八巻淳之輔君) 近郊整備区域あるいは開発区域が指定されまして、この区域によって都市計画区域をきめる、いままで都市計画法の指定がない、あるいは都市計画法の指定がないというふうなところで、都市計画を指定し、あるいは区域を決定する、こういうものがあるいは広めようとする場合等でございますが、これらにつぎましては、すでに近郊整備区域の設定なりあるいは都市開発区域の設定なりにつぎまして、関係地方公共団体の意見を十分取り入れておるわけでございます、その段階におきまして関係市町村の意見も反映しておる、このうりわけでございますので、都市計画区域の設定につぎまして、都市計画法にありましますように関係市町村の意見を聞き、さらに都市計画審議会の意見を聞くというふうなこともしくはなく、よろしいのじゃないか——都市計画審議会の意見を聞くだけでいいんじゃないかというように思ふわけでございます。

○田中一君 この近畿です、近畿地域と首都圏地域とはおのずから人情、風習その他が非常に違ふわけなんです。で、ことに行政面を見ても、東京—首都、一番大きなマンモス東京ですけれども、これは大体その区域はいい。隣接して東京に依存するような埼玉にしても、そういう形になっておるのです。しかし、近畿圏はそうではないと思ふんですが、ことに、きのうもちょっと話したように、大阪市一つを取り上げて、十分に地域住民の意見を聞いたということにならない

○田中一君 大体この法律は、首都圏整備法にならつてやっておりますので、いままでも審議をだいたやっておりますから、根本的な問題は第二として、部分的な問題について伺いたしたいのですが、これは整備及び開発に関する法律のほうの五条ですが、都市計画区域を決定しようとする場合に、都市計画法の、これはまあ全然市町村長の意見を聞かないでも、かつてにやつてよろしいということになっておるのですか、それは何か理由があるのですか。

じゃないかと思うんです。大阪市という大きな行政区、そのまわりに二十幾つか二十幾つか十幾つかはつきりわからぬけれども、異なった行政区域がある。それらのものを総合して四十三名の委員がおつて論議をするわけですけれども、そういうものじゃほんとうに地域の意見を反映したということにならないんじゃないかと思うんですが、そこをもう一べん、せんだつての近畿圏整備本部の大坂事務所をつくる法案の場合に伺つた委員並びに専門委員の顔ぶれ、ちょっと説明してほしいと思うんですが、大まかでもいいですよ、後にきまつておきますから。

○政府委員(八巻洋之輔君) 審議会の構成は、御承知のとおり、四十三人でございまして、そのうち六人が学識経験者でございまして、その他は法律で明記してございまして、関係行政機関の職員であるとか、あるいは市長であるとか知事であるとか議会の議長であるとかいうことできまつております。六人は、会長が井口竹次郎という大阪瓦斯の会長です。それから松下幸之助、村山長挙、栗本順三、小田原大造、米谷栄二という方々でございまして、学識あるいは財界の方々、あるいは言論界の方々、こういうことできまいます。それから専門委員は二十人でございまして、現在一人専門委員から審議会の委員になられて十九人になっておりますが、そのうち八人が学界の方、すなわち各大阪、京都、神戸、滋賀、和歌山等の大学の教授でございまして、あとの十一人が財界の方々あるいは言論界の方々、こういうことできまいます。

○田中一君 整備地域の指定、都市計画の決定等、まああなた一年これにぶつかつておつて審議会等の議論もお聞きになつたと思うんですが、まともつていくという見通しに立つておられますか。

○政府委員(八巻洋之輔君) 御指摘のとおり、四十三人の委員の中の大多数は各地域代表の方でございまして。しかしながら、その下におきまして中立的な学識経験者の専門委員を置き、また、われわれ事務局が、これはという案をつくつて、そして総合的な案をつくつて、そして審議会の御賛同を得るわけにございまして。私どもとしては、できるだけ地域の利害というものを離れた観点から、総合的な視野に立つての計画案を作成いたしました。それが同時にまた、各府県あるいは各市町村に対して説得力のあるものでなければならぬ、こういうことを留意いたしております。その説得力をもちつて、これらの地域代表ではありますけれども、同時に近畿は一つという高い立場から、大局的な立場から判断をいたさうという見地におきまして、四十三人の委員からなるという審議会におきまして、私どもといたしましては、できるだけ説得力のある計画をつくりたい、それによりまして御了承いただきたい、こう思つております。

○田中一君 首都圏でも、かつてグリーン・ベルト地帯というものがあつて、それが今日もう全然内容は違います。それで、モデルケースとしては首都圏があるわけですから、首都圏のいままでの失敗というものは、ひとつ取り上げないようにはほしいと思つて、首都圏も今度委員を増したはずだ

な、たしか。近畿圏と首都圏の違いというものは、大阪の人たち、ここに大ぜいいるからぬけれども、ちょっと考え方が違うのです。大阪の人たちの考え方と。相当きめこまかい手を打たないとなかなかうんと言わぬ面が多いのですが、四十三名が関係市町村の全部の代表ということになりますか。

○国務大臣(河野一郎君) 私も審議会には常に出席しておりますが、お話しのとおり、地域代表の意見が非常に強いのでございまして、したがって、委員会は相当長時間にわたります。また、あるときには、帰つて相談してこなければというふうな委員の御発言もあるくらいでございまして、なかなか取りまとは困難でございまして、なかなかいまま申し上げたように時間をかけていたしますれば、本来が地元で相当に案ができておるものを、それをみな見せていただいて、それが基礎になつて、これを広域的に取りまとはめていこうということにございまして、初めの頃は、大阪の開発のための制度じゃないかとか、神戸もしくはそういう既成都市の利用のためにこういうものができるといふやうな御意見も、相当有力でございまして。しかし、順次これを整備いたしました。だんだん目的、方向がわかつてくるに従つて、そういう意見もだんだん減つてくる、ことに私は、一番勉強願うのは専門委員会であると思つて、その専門委員には、なるべく各方面の方に御参加願つて、そこで十分案を練つていただき、その目的ごとに専門委員のひたつた案を練つていただくことに努力していくことが必要であらう。もう

一つは、お話しのように、東京と違って京都のやうな地区があり、奈良のやうな地区があつて、そしてまあ議員提出で出されておりますやうな従来の文化施設もしくは歴史的に保存しなければならぬもの、これらをどうするかというやうなことが中にあるわけにございまして。したがって、首都圏とは非常に趣が違つたことは認めなければならぬ。同時にまた、これらが局地的に発達しておりますこと、ございまして、これを一つにまとめていく上におきましては、あまり内部に入りますとかなかなかまとまらぬやうなやうなふうな思ひまして、私は、結論を申し上げるにはまだ恐縮でございまして、まあ大ざっぱなものでひとつ、全部に通ずる問題を取り上げるといふことからは中に入るといふことは非常にむずかしいんじゃないか、こう考へていまして、まあだんだん進めていくうちに、どこに発展して、どこまでやれるかということになりますけれども、お話しのことには十分留意いたしまして、あまり中に深く立ち入つてやることはどうかというふうに考へております。

○田中一君 それから、いま稲浦委員も触れておつた資金関係ですが、これは国が、一般の一般会計から出る補助金等が各地区、各目的によつて出てきます。これを総合したものが資金計画で、国からは直接近畿圏に対する投資というものは、直接のやつですよ、これはないわけですね。全部一般の年度事業の中の補助金、交付される補助金が国の資金だと、こういうぐあいでですか。

○国務大臣(河野一郎君) 私と同様に思いますが、何さま先行しておりますか首都圏があるものでございましてか

○国務大臣(河野一郎君) ただいまは、新産都市も同様にそういうことになつておるわけですね。しかし、首都圏の場合も、初めはそうだったのじゃないかと私は思ひます。これがだんだん案を立て、実行してまいります過程におきまして、近畿圏独自のものがあらわれてくる。たとえば、保全地区のやうな問題がここに一つ浮んできたのも、全国的に保全地区がないことはいかもしれませんが、近畿の特異性だと思ひます。そういう近畿圏の特異性と見られるものが出てきました場合に、これはやはり国として別途そういうものを要求することが生まれてくるのではないかと、こう思ひますが、ただいまのところは、道路にいたしまして、一般道路予算の中から考へます。港湾についても、一般の港湾の予算から考へる。たとえば、梅田の貨物駅をわきに移動したい、こういうことに候補地としてはきめております。これはやっぱり運輸省のほうでひとつ考へてもらいたいということにしておりますので、その案は、いずれも閣議決定として私は持ち込むということにしておるわけにございまして。

○田中一君 やはりこれは、あなたが自分で三十億でも五十億でも調整資金的なものを持たないと、これはまともらぬですね。何かのつなぎ資金ということばで言うところらぬですね。何か調整というのか、つかみ取りでもつて足りないところはやつてやるということでないかとまともらぬと思ひますが、その点どうですか。

○国務大臣(河野一郎君) 私と同様に思いますが、何さま先行しておりますか首都圏があるものでございましてか

○国務大臣(河野一郎君) 私と同様に思いますが、何さま先行しておりますか首都圏があるものでございましてか

ら、大蔵省へ行きますと、すぐ首都圏はこうだった、首都圏はこうだったということがあるわけでございます。事務にしても、東京で首都圏をやりますのと、大阪へ出かけていって大阪においてやるのですから、近畿圏の場合は違ふのですけれども、首都圏の際は人員は全体でいまい人じゃないか、近畿圏が首都圏よりよけいになる理屈はないじゃないかということ、予算がセーブされておるのが現状でございます。しかし、私はいまのような計画が進むにつれて、その計画の裏づけになるべき調整資金というものは当然持たなければならぬ、こう考えておりますが、何ぶんこの法律の審議にあたっては、目的がはっきりしないじゃないか、やるのがはっきりしないじゃないかという御意見があります。同様に、予算をとりましても、内容がまだ整備されておられませんので、そこまですべておきませんので、漸次内容の整備に伴って調整金なり、予算もひとつ考えて整備しなければならぬというふうな考えをしております。

○田中一君 それから既成市街地の再開発の問題は、ここで取り上げておらぬのですか、これはどういふぐあいにお考えおられますか。既成市街地における再開発ですね。

○政府委員(八巻淳之輔君) これは、いまこの法案にありますように、一応これから積極的に行けるものを押えるということをやまず手始めにやっておるわけでございます。中にありますものを、工場用地その他をつくらせて、これを外に出すという段階がある程度成功いたしますれば、これは当然そういうことも考えなければならぬでしょう。

が、まだそこまで手が回っていないと、こういうことなんですか。

○田中一君 それから制限法のほうをちょっと見てください。これは大阪市からずいぶん強く言ってきたことなんです、七条の三項ですね、指定都市の権限、委任された権限ですよ、これを都道府県知事を経由するのはかまいませんけれども、意見というものは、もう知事の言うことは聞かぬでもいいじゃないかという意見が出ています。これは大體話し合ひは済んだのであります。これは大體話し合ひは済んだのでありますけれども、その点は、ほかにもそういう立法例というか、委任されている事項がたぐさんあります、この法律のように、一々これに対する内申的な知事の意見を聞かなければならぬようになっておられます。これは首都圏にはそうなって、そういうぐあいで今度の改正になっておられます。改正でなっておりますが、従来委任されている五大大市というか、六大大市というか、これが一々また長官に相談しなければならぬということになるのは、これはまた、八巻君が言っているように、市と府のけんか、お互いの権限争いを調整するためにこうなったと聞いておりますが、ほかの立法例でたくさんあります。

○政府委員(八巻淳之輔君) 自治法のたてまえである地方自治の事項につきまして、府県知事の行なう仕事を市長に委任しているということがございまして、今度の工場制限に関する許可の事務も、その内容におきましては、建築基準法等の事務も一連の関係がございまして、何ら内容においては変わらないうたてまえから、指定都市の市長につきまして権限をゆだねておると

いうたてまえにいたしておりましたけれども、一方ひるがえって、この工場等の制限というものが、広域的に処理しなければならぬという立場から、その広域を所管しております府県知事の意見も聞くということ、近畿圏整備長官がこの承認を与える場合に、両者の意見を総合判断するというたてまえをとったわけですね。

この例があるかというお尋ねでございますが、一般的にはあまり例はないわけ、むしろこういう場合は新例だと思つて、申して差しつかえないかと思つて、例をさがすならば、この逆の場合がございまして。たとえば、環境衛生関係の整備法、理髪店であるとか、浴場であるとか、そういうような組合をつくるという場合の許可事項でございますが、たてまえといたしましては、知事の権限になっておりました。しかしながら、その理髪組合の管轄区域が指定市の区域である、こういう場合におきましては、知事のほうから市長の意見を聞く、こういうことになっておられます。また、指定市長の意見と知事の意見が食い違う、こういう場合には、厚生大臣がそこで調整する、こういうふうな裏のようになつておる例もございまして。市長がたてまえで、その場合でも、經由の場合、知事の意見を聞いて整備長官が判断をするというのは新例でございます。

○田中一君 うがった話ですが、横浜市長は社会党が持ちました。大阪もちょうだいしました。神戸の原口君だつて、元われわれの身内です。どうも与えられている権限を、東京都の、首都圏の場合もですよ、ことさら法律の改正によってそういう形に持ってきた、何か八巻君、事務当局の意向じゃないのじゃないか、政治的な何か圧力があつたの……、私はたぐさん例を保持しているのです。あなたが言う場合に、たぐさん例を持っている、この場合もあの場合もというやつを。

○政府委員(八巻淳之輔君) これは義務命令であつて詰めて考えておるようでございます。ここにもいらいっしやる谷藤事務局長と私と法制局長が、自治省の事務当局と十分打ち合わせしまして、最善な方式である、行政事務の簡素化、あるいは能率化、同時に、広域行政の処理というふうな総合的な立場で、こういうふうな方式が一番いいという結論に達したわけでございます。

○田中一君 河野さん、どうです、屋上屋を架するようなもので、委任されたものをまたもう一べん聞かなければならぬということはおかしなものであつて、首都圏にしても、あらためて近畿圏に歩調を合わせて法律改正をして、何か行政の簡素化とか何とかいううたい文句からいたしますと、ことさら余分なことをしているように感ずるんですが、どうです、河野さん。

○国務大臣(河野一郎君) 専門委員会、審議会等の段階においては、いろいろ御意見がございまして、その間に、市長に与えたいじゃないかという……、御承知のように、いま市長で、変なものですが、社会党の党籍を持つていらつしやる方もありますし、また知事さんで社会党の党籍を持つていらつしやる、市長が自民党というのもあるわけでありまして、京都ですね。また、ことに京都の知事さんはやかましい人でありまして、これに一番整備

委員会としてはこちらの問題がときどき起きますのでございます。そういう関係にありまして、これを調整して一つの案をまとめるのに相当事務当局は苦慮したわけでありまして。私は別にそれをどつちにしなればいかにぬとか、どうしなればいかにぬという意図は全然ございません。しかし、いづれにいたしましても、円満に事が運ぶということが一番必要でございます。将来を考へましても、円満に事を運んで地元でもうまく事務が進むにはどういふ方法にしたらいいだろうというところで、事務当局で相談の結果、一つの案を、結論を持ってまいりましたから、私はそれにけっこうでございます。

○田中一君 「すみやかに」というのは、どういふんです。「すみやかに」というのは期限があるんですか。法律には「すみやかに」というのは……、その「すみやかに」というのは……、

○政府委員(八巻淳之輔君) これは文字どおり「すみやかに」でございます。期限はございません。精神的に、指定市長が近畿圏整備長官の承認を得るた

めには、府県知事を経由しなければならぬ、經由する場合に、知事が意見を付けて進達するという事でございませうが、申請者の側に立つて考えますという事で、できるだけ早くその許可、不許可がはっきりしてもらいたい、こういう気持ちもございませうので、その辺であまり事務が滞りしては困りますので、できるだけ早く進達してくれ、こういう気持ちで書かれたものでございませう。

○田中一君 よく何とか例文的に「すみやかとか何とか書くことがありますがね。これはこういう調整が目的で、新しく知事の意見なんというものが出てきたんですけれども、もし意見が違った場合には——違っても差しつかえないわけですからね、意見をつければいいわけですから。その場合には、長官はどっちをとるんですか。

○国務大臣(河野一郎君) 私は、原則として原案をとります。

○田中一君 原案をとる——これで安心しました、はっきりしましたから。

○国務大臣(河野一郎君) 原則として、です。

○田中一君 原則でけつこうです。どうもこういうところが、最近の法律はこういうあいまいなところがずいぶん出てきたんじゃないかと思うんです。いろいろな条文を見ても非常にあいまいで、政令なら政令に委任して、大臣なら大臣にまかすというんなら、これははっきりしています。抽象的なことばでもって、どこに決定的なものがあるかわからないようなものがないか——ことし出ている法律の中にもずいぶんあります、あいまいなもの。権限を明らかにすればいいという

のに明らかでない。「すみやか」といながら、いまの八巻君の説明じゃ、十年かかるものを一年でというのでも「すみやか」と言えるかもしれないけれども、瞬間のすみやかもあるし、非常にあいまいですよ。この前もありません、そういう例が。こういうものがどういふことで書けるかということですね。最近の官僚諸君は、何か自分の橋頭堡をどこかに築こうという気持ちで全体にあるんじゃないかと思うんです。どうもはっきりしない。はっきり書けばいいんですよ。たとえ建築基準法では、二週間以内にこれを許可しなければならぬと、こうなっておりますが、それもいいですよ。「すみやか」というのは、何日以内にこれを出せということでも、いいんじゃないかと思うんですが、これはみんながいいというからいいんだと大臣は言っているけれども、これはどうもぼくには納得できない表現のしかたなんです。この経緯は……。

○国務大臣(河野一郎君) 私としましては、土地収用法にもありますように、一応すみやかに処理してもらおうということに法律に規定して、良識に待つということにいたしました。ことに初めから二カ月以内に専決処分にする、こう書くわけにもいきませんので、それです、うまく進まない場合には、こういうことにはいたしました、こういうことにはいたしません、と……。

○田中一君 合意ということばがある、合意ということが一番いい。長官は、いま原案をとる、原案をとるといふことは原則だと言っておられますが、

原案が間違っておる場合もある。やはり納得して仕事を進めるには、合意という形が一番いいんじゃないかと思う。それでは強過ぎるということになる、あとは適当に、長官がさばくのをやなくて、八巻君あたりが適当にさばいてしまふ、そういう点を懸念するわけですね。仕事をやるということになると、利害が非常に対立する面が多い法律だけに、私権を抑制しろという法律なんです。これにはそういうところの心があつちや困ると思うんですが、これはこれでいいんだというならやむを得ません。私は、これをはっきり権限をきめて、原則をきめて、河野長官が言っているように、原則として原案をとるんだと書いたらどうですか。

○国務大臣(河野一郎君) この委員会において私の意思を明瞭に表明いたしましたので、その程度は速記録に明確にいたしておりますから。

○田中一君 もう大体質問することはこれは同じものであつて、だから、くどくどしなければならぬので、ただ新しく保全区域というものを設定されておりますけれども、これをひとつ何っておきます。大体保全区域として、どういふ程度のもので保全区域として考えられておりますか。提案者に。

とについては、緑地保全のために、既成都市をめぐる主として山地、丘陵地。観光資源の保全開発のために、国立、国定、府県立公園で重要なもの並びに開発上重要な周辺地域。文化財保存のために、京都、奈良を中心として国民的に重要な文化財を有する区域というふうな考え方をしております。

○田中一君 これはどうなんですか、服部さん。これは議員提案で出したということ、政府はどうしても承知しなかったんですか。こういう考え方を織り込んでくれという要求があつて思うんです。

○衆議院議員(服部安司君) これは御承知のとおり、いまお願いいたしております中で、保全地域については、政府には、そういう御指摘のとおりではないのでありますが、ただこの措置について、保全地域の保全についての別に法律上措置がなかつたわけなんです。そこで、われわれが衆議院で共産党を除く他のものが一致いたしましたし、これを保全するためには、何とんでも法律をつくらなければならぬ、その法律をつくるためには本法の、近畿圏の整備法の一部改正が必要であるというところでお願いした状況でございます。

○国務大臣(河野一郎君) 実は政府としましては、これらの保全方法につきましても、それぞれ他によつて立つ法律があるわけでありませう。ところが、衆議院の委員会において質問応答を重ねておられます過程におきまして、現在あります文化財保護法であると、少くも、現に目的を十分に達していないんじゃないかという御意見が

非常に強力にあつたわけでありませう。この点は、政府としても私は考えなきやならぬ点であると思つて、そこで私といたしましては、この近畿圏の保全地域だけにそういうことをすると思つて、したがつて、この法律に賛成をいたしました。あわせて、国全体のそうした問題を現状のままではいか悪いかということをもう一べん再検討をいたしまして、そのほうが、他にもいろいろ問題が、それぞれ別の地区において予算の裏づけをするものは別に考えるようにするかどうかということも根本的に考えて、この法律に對処いたしました。しかし、いづれにいたしましても、この法律はごもつともな御意見でございまして、一番さういふべき事項の多い近畿圏におきまして、ことにわが国の観光の中心点である近畿圏におきまして、保全地域を指定する、指定をしたが、先ほどお話をいたしましたとおり、緑地帯と同じようなことになつてしまふ、そして指定だけであつて、そこに、どんないろいろなものができる、現にいまの三笠山のわきに娯楽センターができておりますようなかっこうになることは適当でないというふうな点から、私は発足しておると思つたのであります、政府としても、すみやかにこれに対する対策を考えなきやならぬと思つて、そしてこの裏づけの方向に持つていくべきだと考へるわけでありませう。

○田中一君 したがつて、これは法律を次期国会に出すつもりですか。

○国務大臣(河野一郎君) それらについて十分勉強いたしました。国全体の文化財保護、もしくはその他のものに

ついでにお考えになるか、それとも予算的裏づけをどういふ形でのようにするかということ、国全体として一べん考えてもらうことを、文部大臣、厚生大臣等にも御考慮願って、そして検討して、どの方向でいくかということをお聞きなればいかに、こう思っております。それはどうしても不可能であるということであれば、近畿圏整備本部長といたしましては、別途考えて、これについて対処しなければならぬと思う。先ほどのように、調整資金なり何なりの方法でいたさなければ、いたずらに私権を拘束して保全地域の指定をするということは適当でないと考えますので、本部長としては、別途考えないければいかにと思っております。

○田中一君 そうすると、国全体のいわゆる保全区域というものを考える、その上で措置する、国全体の問題は、しかしその中に、もしそれが予算の裏づけ等が認められなければ、近畿圏は近畿圏だけで考える、こういうことですね。

○国務大臣(河野一郎君) そういうこととです。

○委員長(安田敏雄君) ほかに質問ございませんか。——他に御質問もないようでございますから、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思っております。なお、附帯決議は、討論中にお述べを願います。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思っております。なお、附帯決議は、討論中にお述べを願います。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思っております。なお、附帯決議は、討論中にお述べを願います。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思っております。なお、附帯決議は、討論中にお述べを願います。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思っております。なお、附帯決議は、討論中にお述べを願います。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思っております。なお、附帯決議は、討論中にお述べを願います。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思っております。なお、附帯決議は、討論中にお述べを願います。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思っております。なお、附帯決議は、討論中にお述べを願います。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願いたいと思っております。なお、附帯決議は、討論中にお述べを願います。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

○委員(安田敏雄君) 御異議ないと認めます。

君提出の両附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(安田敏雄君) 全会一致と認めます。よって稲浦君提出の両附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、政府側から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。河野国務大臣。

○国務大臣(河野一郎君) 政府といたしましては、附帯決議の御趣旨を十分尊重いたしまして、善処する所存でございます。

○委員長(安田敏雄君) なお、四案の本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(安田敏雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

これでしばらく休憩いたします。

午後一時十六分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕